【十和田奥入瀬観光機構馬の着ぐるみ貸出し要綱】

(趣旨)

第1条 この要綱は、十和田市から借用した馬のマスコットキャラクターの着ぐるみ (以下「着ぐるみ」という。) の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸し出す団体等)

- 第2条 着ぐるみを貸し出す団体等は、次に掲げるとおりとする。ただし、使用 目的等を勘案し、貸し出すものとする。
 - (1) 公共的団体
 - (2) 社会福祉法人、財団法人、各種組合等の各種団体
 - (3) 教育機関
 - (4) その他営利を目的としない団体等

(貸出しの対象行事等)

- 第3条 着ぐるみを貸し出す行事等は、次に掲げるとおりとする。ただし、使用 目的等を勘案し、貸し出すものとする。
 - (1) 子ども達を対象とする行事、集会など
 - (2) 「賑わい」が必要な行事、集会など
 - (3) 市外、県内、全国的な行事、集会など
 - (4) その他着ぐるみ制作の趣旨に合致する行事、集会など

(貸出し手続等)

- 第4条 着ぐるみの貸出しを受ける団体等は、あらかじめ協議の上、馬の着ぐる み貸出し申込書(別記様式)を一般社団法人十和田奥入瀬観光機構に提出する ものとする。
- 2 着ぐるみの借用に当たり運搬等に要する労力及び経費は、貸出しを受けた団 体等(以下「使用者等」という。)の負担とする。

(使用上の注意)

- 第5条 使用者等は、着ぐるみの使用に当たり、次に定める事項を遵守するもの とする。
 - (1) 視野が狭いため、着用時の移動や動作をする場合は周囲の人や物に十分注意するとともに補助者を付けること。
 - (2) 着ぐるみは、雨に弱いため、雨天時は屋外で使用しないこと。
 - (3) 靴底が滑りやすいため、濡れた床、傾斜のある場所、積雪・凍結時の使用には十分注意すること。
 - (4) 使用後、消臭剤を吹き付け日陰で乾燥後、返却すること。

(損害賠償)

第6条 使用者等は、着ぐるみを損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償 しなければならない。ただし、一般社団法人十和田奥入瀬観光機構理事長がや むを得ないと認めるときは、この限りでない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

事務局長	マネージャー	担当

年 月 日

(一社)

十和田奥入瀬観光機構理事長 様

申込者	団体等の名称
	住所
	代表者名
	担当者名
	電話

馬の着ぐるみ貸出し申込書

馬の着ぐるみの貸出しを申し込みます。

なお、使用の際は安全対策や第三者への損害賠償等について責任を持って運用します。

使用日時	年	月	日	時~	年	月	日	時
行事の名称								
使用する場所								
参集予定人員								
着ぐるみの種類	駒松く	ん	体		駒桜ち	らやん	体	
使用方法								
その他								

《使用上の注意》

- 1 視野が狭いため、着用時の移動や動作をする場合は周囲の人や物に十分注意するとともに補助者を付けること。
- 2 着ぐるみは雨に弱いため、雨天は屋外で使用しないこと。
- 3 靴底が滑りやすいため、濡れた床、傾斜のある場所、積雪・凍結時の使用には十分注 意すること。
- 4 使用後、消臭剤を吹き付け日陰で乾燥後、返却すること。